

会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

令和 8 年 6 月 11 日（第 8 日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和 8 年平泉町議会定例会 6 月会議 8 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、升沢博子議員から、6 月 5 日の一般質問における発言について、会議規則第 64 条の規定により発言の取消の申し出がありましたので発言を許します。

11 番、升沢博子議員。

11 番（升沢博子君）

11 番升沢博子です。

6 月 5 日の一般質問における私の発言のうち、最近の A I による事件及びその件について訂正を求めた部分について、発言を取り消したいので、議会において許可されるよう会議規則第 64 条の規定により申し出いたします。

議 長（高橋拓生君）

ただいま、升沢博子議員から 6 月 5 日の一般質問における発言について、会議規則第 64 条の規定により、不適切であるという理由から最近の A I による事件及びその件について訂正を求めた部分についての発言を取り消したい申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、升沢博子議員からの発言取消の申し出を許可することに決定いたしました。

議長から諸般の報告を行います。

2 ページをお開き願います。

町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願を議題といたします。

この請願については、総務教民常任委員長の報告を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番升沢です。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、1号、付託年月日、令和8年6月4日、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願。

審査の結果は、採択すべきものとなりました。

以上、報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ採択だということですが、委員会の中で、全員参加なものやら、あるいはいろんなあったやら、そこらあたりはどうなのでしょう。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子委員長。

11番（升沢博子君）

総務教民常任委員会のほうで審議を行いました。

この案件に対しましては、全員賛成ということで採択となったところでございます。

（「了解です」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

1番、小埜寺享議員。

1番(小埜寺享君)

1番、小埜寺享です。

私は、本定例会に上程されました請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

この請願は、毎年、教員の皆様の労働環境改善と子どもたちの学びの環境改善を求めて、政府の来年度予算に反映してほしいとの強い思いが込められて提出されてきました。

教員の労働環境をめぐるのは、ブラック職場ともささやかれまして、教員を志す若者が減るなど教員不足が大きな社会問題となりました。

昨年5月、公立学校教員の処遇改善などを目的とした教員給与特別措置法、給特法が改正され、併せて学校と教師の業務の3分類も改定されました。法案審議の過程で、当時の文部科学大臣は、学習指導要領の改訂に向けて授業時間数を弾力化し、学校現場が使いやすいものとする事で教員の余白を生み出し教育課程と教員定数の改善を総合的に取り組んでいくと答弁されました。

本請願の理由として述べられているように、実効性を高めることが求められております。

3分類の改定では、教員の業務の適正化を図るため、その実現に向けて必要な取り組みを教育委員会にも求めております。

その実現のためには、専門スタッフの配置と予算の確保は欠かせません。改定された法律の附則には、改正法の施行後2年を目途に教員の勤務の状況について調査することも盛り込んでおります。

岩手県内の学校での欠員が日常的に生じておりまして、学校運営に支障を来しております。文部科学省の令和7年度教師不足に関する実態調査によりますと、岩手県の小中学校の勤務標準法上の定数に対する充足率は、令和7年度5月1日時点で全国平均100.9%に対して98.5%であり、全国的に見ても低い水準となっております。

また、日教組が令和7年11月29日に公表した学校現場の働き方改革に関する意識調査においては、在校等時間が短縮したものの、持ち帰りや土日出勤を含めた残業時間は実質月80時間を大きく超えており、長時間労働の是正が進んでおらず、人的余裕がない中で学校運営が常態化し、年度途中で育休者、病休者等の代替え補充が滞り、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるという

う負の連鎖が続いているのが現状であります。

重要なのは、教員が改善される実感をどう持てるかということであります。教員の努力に報いようと国が財政措置を取ることは、教員を大切にしているというメッセージを社会に発信することとなり、非常に重要であることと考えております。

教育現場の構造的な課題解決と、子どもたちの学びを保障するための予算措置は不可欠であります。

今回のような請願が引き続き提出され続けることを回避するためにも、請願を採択し、地方自治体の総意として、国に意見書を提出することは意義深いものであると考え得ると思っております。

採択に賛成するものであります。議員各位の賢明なるご判断をよろしくお願いいたしまして、賛成の討論を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

この請願に対する委員長報告は採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第2、議案第29号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第29号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

今回の改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに特定在留カード及び特定永住者証明書の申請交付が開始されることから、コンビニ交付での印鑑登録証明書の交付について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用しての交付を可能とす

るため所用の整備を図るものです。

お手元に配付しております「平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」によりご説明させていただきます。

参考資料1ページをお開き願います。

第14条第2項及び第3項では、役場窓口におきましてのマイナンバーカードを提示して行う印鑑登録証明書の交付について規定をしております。

この状況において、特定在留カードと特定特別永住者証明書を使用した交付に関する規定を追加するため条文を改正するものでございます。

続きまして、参考資料2ページをお開きください。

第15条では、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付について規定しております。この条項においても、特定在留カードと特定特別永住者証明書を使用した交付に関する規定を追加するため、条文を改正するものです。

附則としてこの条例は交付の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山です。

まず、幾つか質問したいと思います。

今、外国籍の方、町内は54人という話も聞きましたが、人数、それから国の数、教えていただきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

6月8日時点の数字でございまして、手元でございますのが、外国人の方の人数ではございませんけれども、64名というところでございます。男性が43名、女性が21名というような状況でございまして、こちらは人数というようにところで把握しているというところで、国のところが、すみません、手元のほうに資料がございましたので、こういった人数でございました。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それで、今、この外国籍の方の印鑑登録者というのはどのぐらいあるのですか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

こちら6月8日時点のところでございますけれども、印鑑登録者の方は4名ございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

マイナンバーカードの登録というか所持者というのですか、そこは何人に当たりますか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

6月8日時点というところでございますが、先ほどの64名のうちマイナンバーカードの所有者は34名というところでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

この国の法律の関係で、こういった状況、条例改正が必要になったと思うのですが、やっぱり問題点があると私、思いまして、外国籍の方にとっては、多分、ゆくゆくカードが2枚から一つになってということはあると思うのです。ただ、やはり問題点というのは、主たるは国なのでしょうけれども、こういった一体化で外国人排斥ということが問題になったわけでありましてけれども、いろんな情報を、2027年かどうか9月から情報連携ということで、例えば国民健康保険料、それから、年金の納入状況、それから、課税状況なども情報提供をされると、入国関係庁へ、という状況になってくるということで問題になると私思っていました。

それで、今回、国の数は分からないというふうな、64名でということなのですが、やっぱりざっと言っても10か国ぐらいあったような気がしましたけれども、となると、まず、今回の制度の説明というのは、日本語分からない方もいると思うのです。日本語といっても片言というか細かいところまで理解するというのは、なかなか容易ではないと思うわけなのです。そういう点では、そういった対応はどういうふうに考えているか伺います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

今回の制度改正、特定在留カードというところの利用でございまして、出入国在留管理庁のほうからチラシ等がございました。

ただ、あと、それぞれ個別のご案内というところがまだでございますけれども、ホームページ、広報等での周知等を図ってまいりたいと思いますし、あとは在留期間の更新ということで1年程度での更新というようなところも伺っておりますので、そうした際にこういった制度の改正等

をご説明を申し上げながら、制度の運用を図ってまいりたいと考えてございます。

在留カードとマイナンバーカードが一体化になるといったようなところもございますので、そういった部分、特に労働の関係で日本のほうに来ていらっしゃる方が増えているというところは、アジア系の方ですけれども、多いというところは承知してございましたので、そういったところ、事業所さんも含めましてそういった周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

もう一度伺いますけれども、その何か国か、二桁になるのだろと思うのですけれども、その対応というのはどういうふうにしていくのですか、説明とか。

印鑑登録ということで考えれば、いろんな登記とか、軽はいらないですけれども普通乗用車のときは必要になってきますけれども、だから、そんなに求められることではないのですけれども、ただ、いずれそういったときに外国語、該当する言葉で対応しなくては分からないでしょう。すぐに求められることもある場合、どうやって対応するのですか、外国語の場合。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

外国語の言語での対応というところでございますけれども、そののところにしましては、出入国在留管理庁のほうと連携を図って、それぞれの言語で説明できるような内容のものにしましては取り寄せを行いまして、窓口で不足のないような形で対応していきたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれにせよ、何かスマートフォンで今、そういう対応をするという話もどこかでは聞きました。いずれにせよ、ただ、やっぱり人権に関わる問題ですので、国籍にかかわらずやっぱり丁寧に対応していくということが必要だと思うので、そのことを求めて質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

10 番、千葉勝男議員。

10 番（千葉勝男君）

私からは、職員の窓口の対応についてお伺いしたいと思います。

実は、今、ご案内のとおり県道一関北上線の工事が始まろうとしております。

今、土地買収の関係で、地権者からのいわゆる印鑑証明の要求をされておるようです。その中で、一関の県南振興局のほうから平泉町長に対して、印鑑証明登録者の公用交付についてという

ことの依頼が来ています。

その内容ですが、主要地方道一関北上線地域連携道路整備事業に伴う土地売買契約手続に要するために印鑑証明が必要だということのようです。これは、町長宛てにいずれ無料で交付してくださいという依頼が来ていますが、それを、間違いだからしょうがないといえしょうがないのですが、ある方がこの資料を持って窓口に行って、印鑑証明を下げたときに300円を請求されたということがありました。このこと、どのような関係でこのような間違いになったのかということをもっとお聞きをしたい。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

印鑑証明の交付というところでございまして、すみません、その方のところの事実関係を確認した上で、どういった対応をしたか、千葉議員がおっしゃった形での手続に来ていただいて、印鑑証明を取っていただいて300円支払っていただいたというような内容でございますので、事実確認を確認した上で、どういった対応があったかを個別に確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、それは確認するというのはそのとおりなのですが、ちゃんと用紙があって、印鑑登録証明書は無料で交付してもらえますよという土地所有者に対して文書が回っているのです。

それから、町長に対しては、無料で交付してくださいという公文書が来ています。

それなのにもかかわらず、300円請求されたということなのですが、その人は300円だからいいよと言っていますが、これは金額の問題ではないです。何でこのような間違いが起こったのだろうかというように思っています。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

そちらの文書のほうを再度確認した上で、その方の手続のところは再度窓口の担当のほうとも確認した上で、恐らく300円をお支払いいただいたのは事実だと思います。また、公用で取れるというところの文書もあったというふうにお話ありますので、そのあたりきちっと確認した上で、対応してまいりたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

確認した上で確認するというから、それ以上は質問もできませんが、いずれ、この300円の問題は、いずれお返しをするというかそんなことになると思うのだけれども、もしそうなったとき

の場合、その方に300円戻しますから役場に来てくださいというのは、あまりにも失礼だと思うからそこらあたりよく考えてくださいよ。

それから、もう1件関することでありました。

窓口に行ったときに、印鑑証明下げに来ましたということでこの書類を見せました。そうしたら、書類を見せたにもかかわらず、何に使うのですかと再度聞かれましたということです。

それから、もう一つ聞かれたのは、庁舎内に誰か知っている人がございますかということも聞かれたそうです。

印鑑証明は今、コンビニでも下げられるような時代になったのにもかかわらず、庁舎内に知っている人がいるかないかというようなことを聞くということはどういうことなんだべと、その人は非常に憤慨しています。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

窓口の対応でのところだったとは思いますが、きちっとお客様の印鑑証明書が必要だとかそういった内容のところを再度確認した上で、窓口の対応というところは再度確認した上で、窓口の担当のほうとも話をした上で、対応を話をしてみたいと思います。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、そんなことがあったようですから、ちゃんと振興局のほうからも文書が流れているということだけは、しっかりした把握をしながら窓口の手続だったり、いずれは事務的な仕事をしてもらいたいと、そういう話ですので、間違いと気違いはどこにもあるとは言っていますがそんなことではなくて、300円の額の問題ではなくていろんな問題がありますから、ぜひ注意をして今後とも事務に当たっていただきたいと申し添えて終わります。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第32号、令和8年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書21ページをお開き願います。

議案第32号、令和8年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

本補正予算案につきましては、令和8年度の人事異動に伴う職員の給料など主に人件費の予算調整を行うため提案させていただくものでございます。

議案書22ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、2 項固定資産税1,098万円。これは現年課税分でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金122万4,000円。これには社会保障・税番号制度システム整備費補助金184万8,000円が含まれてございます。

15 款県支出金50万4,000円、2 項県補助金42万8,000円、3 項委託金7万6,000円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金707万1,000円の減。これは財政調整基金繰入金907万1,000円の減。ふるさと応援寄附金繰入金200万円でございます。

20 款諸収入、5 項雑入18万8,000円。

21 款町債、1 項町債1,120万円。これは道路橋梁改良事業920万円。公立学校情報機器整備事業200万円でございます。

歳入合計補正額1,702万5,000円でございます。

次に、議案書23ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費8万5,000円。

2 款総務費146万1,000円の減。1 項総務管理費362万5,000円の減。これには地域活力推進費の道路補修工事費への予算組替えに伴う500万円の減額が含まれてございます。2 項徴税費314万円。

3 項戸籍住民基本台帳費39万3,000円の減。4 項選挙費46万4,000円。5 項統計調査費104万7,000円の減。

3 款民生費1,017万9,000円。1 項社会福祉費965万9,000円。2 項児童福祉費52万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費382万円の減。

6 款農林水産業費、1 項農業費24万2,000円。これには人件費の減額ほか、6 次産業化促進支援事業補助金200万円が含まれてございます。

7 款商工費、1 項商工費1万2,000円の減。

8 款土木費1,520万2,000円。1 項土木管理費5万4,000円の減。2 項道路橋梁費1,527万2,000円。これには町道補修工事費、地域課題対応事業分500万円、建物等移転補償費1,030万円が含まれてございます。4 項都市計画費2万2,000円の減。5 項住宅費6,000円。

9 款消防費、1 項消防費18万4,000円。

10 款教育費357万4,000円の減。1 項教育総務費121万1,000円の減。2 項小学校費113万8,000円。これにはタブレット端末等購入費90万6,000円が含まれてございます。3 項中学校費76万4,000円。これはタブレット端末等購入費でございます。4 項社会教育費426万5,000円の減。歳出合計補正額1,702万5,000円でございます。

次に、議案書25ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございまして、限度額が変更となる事業につきまして、起債の目的別に申し上げます。

道路橋梁改良事業につきましては、限度額7,090万円を8,010万円に、公立学校情報機器整備事業につきましては、限度額1,680万円を1,880万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ変更前と同じでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

最初に30ページの11目の地域活力推進費500万円の補修等工事費の減額になっていますが、これの詳細について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

これは、当初こちらのほうに予算を置いておきまして、実際に工事とか委託事業等を行う場合に、他の科目に予算を組み替えるという内容のものでございまして、今回、地域課題対応事業として実施を予定をしておりますのは、1 区の地域課題となっております町道インター側道萱田線舗装工事。こちら内容は、延長80メートル、幅員2.5から3メートル、舗装工の面積が215平方メートルとなっております。

2 件ございまして、もう1件が、12区の地域課題でございまして、町道鈴沢9号線舗装工事、

こちら内容につきましては、延長が57メートル、幅員4メートル、舗装工の面積は228平方メートルというこの2件の工事でございます、予算の組替えということで申し上げましたけれども、予算書の39ページ、8款土木費2項道路橋梁費の2目道路維持費、こちらのほうに町道補修工事費（地域課題事業分）として予算を組み替えたといった内容のものでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

分かりました。

それでは、39ページの21節なのですが、建物等移転補償費1,030万円、これはどこのことをいうのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

3目道路新設改良費の21節補償補填及び賠償金の建物等移転補償費1,030万円ですけれども、これは、樋の沢大佐線の沿道の建物補償が令和7年度において支障物件1件の撤去が困難であったことから、令和8年3月で補正にて減額補正した分でございます。

そして、今回令和7年度にできなかった分を計上したものでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

その上の電柱移設費400万円あるのですけれども、これはそれに伴った電柱なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

電柱移設費の増額につきましては、今年の4月に東北電力とN T Tとの現地立会等を行いました、立木伐採等による支障電柱の増及び電線の切り増し等が必要となったため、今回増とするものでございます。

現地で立会して必要になったということになります、電柱の移転費用として。

以上です。

議長（高橋拓生君）

建設課長、先ほどの内容については別ということの認識でいいのですね。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

はい。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

先ほどの内容とは別でございます。

議 長（高橋拓生君）

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

もう一点ですが、37ページの18節負担金補助及び交付金の200万円の6次産業化促進支援事業補助金、これの詳細について伺います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

37ページ、農業振興費の18節負担金補助及び交付金の6次産業化補助金の200万円ですけれども、こちらは、長島味噌研究会のほうから地元の農産物、それから、味噌を使った新たな総菜を6次産業化商品として商品化したいということで、現在使われている施設の改修に伴う補助金というところでございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

4 番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

39ページ、8 款土木費の3 目14節です。

先ほど話出しましたが、町道樋の沢大佐線工事費のところは400万円ほど減額になっていきますけれども、その理由について伺います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

21節に電柱移設費400万円を増にしております。これと、年度内の事業費を調整したために、この工事費を400万円減としたものでございます。

議 長（高橋拓生君）

4 番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

支障木の撤去、これに関して、今後工期が遅れるとかそういった見込みはないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

支障木等は、工事の中で発注するような形で今、計画を立てておりますので、今のところは計画どおり進むものと考えております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

議 長 (高橋拓生君)

再開いたします。

日程第4、同意第1号から日程第10、同意第7号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

議案書その2の2ページをお開き願います。

追加議案となります同意案件7件につきまして、説明をさせていただきます。

この同意案件は、農業委員会の委員が令和8年7月19日をもって任期満了となりますことから、同意第1号議案から同意第7号議案において、7名の方を委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

3ページをお開き願います。

同意第1号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、石川文士良。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、千葉力男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、5 ページをお開き願います。

同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、千葉三智枝。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、6 ページをお開き願います。

同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、青木長男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、7 ページをお開き願います。

同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、高橋正洋。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、8 ページをお開き願います。

同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、高橋禎彦。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

次に、9 ページをお開き願います。

同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

氏名、千葉博。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決いたします。

それでは、これから同意第1号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

休憩 午前10時44分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

これから、同意第 2 号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第 2 号は同意することに決定いたしました。

これから、同意第 3 号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

これから、同意第 4 号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第 4 号は同意することに決定いたしました。

これから、同意第 5 号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第 5 号は同意することに決定いたしました。

これから、同意第 6 号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第 6 号は同意することに決定いたしました。

これから、同意第 7 号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

発議第6号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第6号を日程に追加し、追加日程議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

発議第6号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

同じく、千葉多嘉男、同じく、佐藤孝悟、同じく、真竈光幸、同じく、阿部圭二、同じく、氷室裕史でございます。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書（案）。

日本の教育現場は、国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面しています。子どもたちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務です。以上の課題を解決し、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、よりきめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる

学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望します。

記。

(1) 国においては、学級編制標準のさらなる引き下げや、少人数学級について検討すること。

(2) 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

(3) 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

(4) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年6月11日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決いたしました。

議 長（高橋拓生君）

以上で、本定例会 6 月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和 8 年平泉町議会定例会 6 月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 10 時 54 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 三枚山 光 裕

同 真 竈 光 幸